

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適當な場合の物件の輸送の承認
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第194条第2項第5号
- ③ 手続対象者 : 航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適當な場合の物件の輸送の承認を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適當な場合の物件の輸送の承認を受けようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 爆発物等輸送承認申請書を作成し、航空局安全部安全政策課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 爆発物等輸送承認申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111 (内線50124)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第194条第2項第1号イ
- ② 標準処理期間 : 1ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)